

Title	1900年代初頭における横浜生糸合名会社の経営：長野県大地主の早期株式投資との関連で
Sub Title	The management of Yokohama Raw Silk Co. early in the 1900s : in relation to the early stage of investment in stocks by a large landowner in Nagano prefecture
Author	横山, 憲長(Yokoyama, Norinaga)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2003
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.96, No.3 (2003. 10) ,p.425(151)- 441(167)
JaLC DOI	10.14991/001.20031001-0151
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20031001-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1900年代初頭における横浜生糸合名会社の経営*

—長野県大地主の早期株式投資との関連で—

横山 憲 長

（初稿受付2003年9月16日，
査読を経て掲載決定2003年11月6日）

はじめに

近世において天領であり、千曲川の水害多発地帯であった長野県下高井郡平野村において、山田荘左衛門家は1878（明治11）年に既に100町歩以上の農地を所有する大地主に成長していた。同家は、1880年代における農業

生産の不安定性、それに起因する小作料収取の不安定性と、他方における須坂・松代町器械製糸業の発展、⁽¹⁾ 旺盛な製糸資金需要、銀行の設立という経済的背景に基づいて、利回的に有利性の乏しくなった高利貸業を縮小し、土地集積の抑制・停滞をともないつつ、積極的な有価証券投資をおこない、小作料（地代）⁽²⁾ の資本転化をはかっていた。すなわち同

* 投稿にさいし、慶應義塾経済学会から貴重なコメントをたまわった。

本稿は、2003年度科学研究費・基盤研究 B2「日本近世・近代の地主・名家家文書の中核とした地域史料の総合的研究」（代表者 丑木幸男教授）の成果の一部である。

（1）中村政則氏は山梨県地主による銀行類似会社（地方銀行の下級金融機関）の経営を取り上げ、貸付利子・日歩4銭1厘（年利15%）でありながらも、製糸業者（初期産業資本）の蓄積を助成する役割を担ったとしている。（中村「地方産業の発展と下級金融機関」『土地制度史学』第22号，1964年）

しかし、同県の重層的金融システムの結果としての銀行類似会社による高金利融資が器械製糸業成長の遅滞性に帰結したことは否めない。この点については、石井寛治「器械製糸の発展過程」『歴史学研究』282号，1963年11月，11～3頁。同『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会，1972年，137～47頁。拙稿「原蓄期における製糸金融と地主制」『オイコノミカ』（名古屋市立大学経済学会）第36巻第2号，1999年11月。

（2）拙稿「松方デフレ期における地主の投資行動—長野県下高井郡山田家の場合—」『土地制度史学』第87号，1980年4月。

山田荘左衛門は弟・松三郎（後述）の周旋により，1885年と87年に合わせて横浜正金銀行株7,800円分を購入している。（原拠は山田家『台帳』）

なお，荘左衛門は1890年より貴族院多額納税者（互選）議員を，1898年～1902年には衆議院議員

家は、地租改正以後、とりわけ松方デフレ期の激しい農民層分解の時期を経て1886年ごろまでの原始的蓄積期において、すでに産業資本の運動法則に抱接された農外投資をおこなっていたのである。⁽³⁾

実際、同家当主は1880年代前半から第六十三国立銀行（松代町）の取締役を務めるとともに、87年創業の信濃銀行（資本金50万円、長野町）設立者の一人となり、1905年から08年まで頭取に就任した。⁽⁴⁾同行の創業期は地主制成立期でもある。

同家は地元で^{えべ}江部製糸場の経営⁽⁵⁾に関与し、埴科郡西条村六工社とともに生糸の直輸出に専念しつつ、1893年創業の生糸直輸出商社「横浜生糸合名会社」（以下、生糸合名会社と略称）の経営に参画するとともに、その姉妹

会社である1895年設立の「生糸直輸合資会社」に出資し、同じく経営にあっていた。いずれにしても地方地主としては早期の投資対応といえよう。⁽⁶⁾

本稿では日清戦争直前に設立された都市部企業である、この生糸合名会社の経営のあり様を、折しも米国パターンソンにおける絹織物工業の急成長にあわせて地主的余剰資金が直輸会社設置を通じて生糸輸出を促進した側面に焦点をあてつつ考察したい。高率小作料収奪による国内市場の狭隘性から輸出拡大の必然性を説くのととは別の視角である。

生糸直輸出についての研究は、石井寛治『日本蚕糸業史分析』、『横浜市史』第四卷上（1965年）などに代表されるが、前者は生糸合名会社設立とその直輸出の形態を解明する

（憲政党）をつとめた。

岐阜県安八郡楡俣村（輪中地帯、水害多発地帯）における大地主 T 家の土地集積・有価証券投資は、「近畿型」地主と位置づけられており（坂井好郎『日本地主制史研究序説』御茶の水書房、1978年、23、29、55頁ほか）、山田家の地主経営と類似している。

(3) この点、同じ養蚕製糸業地帯にありながら山梨県地主との差異をみいだすことができる。

山梨県は全国有数の高位生産力地帯であり、1883、4年の小作地率はすでに48%にも達していた。そこにおける地主の成長は根津家にみられる如く、地租改正時10町歩余の所有であったものが1883年から1887年までの5年間に208町歩の累積土地集積高に及んだ。

一方、地主の有力な致富手段であった貸金業（銀行類似会社等）は急激な衰退をとげるとともに、1890年代後半になると銀行設立ブームがおり、そのほか電力・鉄道株を中心に投資活動を活発化していった。（永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、1972年）

(4) 拙稿「大正初期の地主経営と小作米販売形態」『長野経済論集』（長野経済短期大学学会）第二号、1981年3月、11頁。なお、1908年時点の信濃銀行所有株式は1,050株であった。（同20頁）

これらの銀行経営の他に、第十九国立銀行（上田町）に有価証券（金録公債）を貸与し、同行の銀行間資金調達（コールマネー）の際の抵当として役立てられたと考えられる。

(5) 『長野県統計書』（1897年12月31日現在）によれば、工場持主名は山田荘左衛門、経営者は山田家分家の山田亀吉、1894年7月創業、釜数51、所在地は下高井郡平野村江部。

(6) 1900年代、とくに日露戦争を契機に根津・広瀬・奥山家の山梨県地主は地元株投資とならんで中央株への資金投下を開始して、小作料の資本転化を促進した（中村政則『近代日本地主制史研究』東京大学出版会、1979年、178頁）とされるのに比して、その早期性が注目される。

一方で、後者ととも、輸出生糸取扱を売込商（問屋）からの買取に依存しながら拡大したことを明らかにしている。⁽⁷⁾確かに直輸出も生産者→売込問屋→外国商館という従来からの生糸出荷・流通形態を否定することは、製糸金融との関連でとりえなかったが、国際貿易において外商と雌雄を決しながら確保した商業利潤増大（とその分配）の意義は大きいはずであり、そこに注目したい。

ところで、歴代直輸会社は同伸会社を除いて長くて数年で破綻したが、⁽⁸⁾そのうち、1881年設立の扶桑商会には、新聞記事によれば、長野県地主層が数多く出資していたもようである。⁽⁹⁾彼らの投資意欲をかいま見ることができ、如何せん直輸出にたいする参入障壁は高かった。

そこで、まず直輸出の諸問題を検討し、生糸合名会社が克服しなければならない障害を確認しておきたい。

1 直輸出貿易の障害

(1) 有能な人物の払底

蚕糸業に関して自由主義者であった長野県小県郡の中島精一郡長は、生糸の直輸出が未だ行われないのは「商賈の実力尚ほ未だ足らざるが故にして、其足らざるは則ち我が国国力足らざるの証たるなからんか。海外市場の景況に疎きその需用の状態に暗き其嗜好に適し難きは勢ひ実に止むことを得ざる所にして」と、わが国の商人・国力の未熟性を看破している。⁽¹⁰⁾

同様に自由主義者であった横浜生糸売込問屋の原善三郎は、陸奥農商務大臣との面談で、早晚、生糸直輸を凶らなければならないが、なかなか断行し難い。直輸をするにはまず海外に出張店を設け、語学に堪能で、外国人との直接取引に熟練するものを選抜することが肝要である。しかし、「今日にわかに適当な

(7) 早くには、『横浜市史』の当該箇所執筆者・水沼知一氏「明治後期における生糸輸出の動向——問題発見のための予備的検討——」『社会経済史』28巻5号、1963年、14、18頁に、古くは本位田祥男『綜合蚕糸経済論 下巻』有斐閣、1937年、181～2頁にみられる。

(8) 生糸直輸出の奨励を含む「蚕業奨励法案」（1892年5月、第三議会）に反対する丸山名政の国会質問によれば、直輸出会社は軒並み国庫にたいして損害を与えていた。貿易商会（資本金20万円）30万円、扶桑商会2、30万円、起立工商会社30万円、日本商会（雑貨）3、40万円。（『帝国議会衆議院議事速記録4』第三回議会1892年、東京大学出版会、1979年、616頁）

(9) 1881年に設立された生糸直輸出会社扶桑商会（資本金30万円）の解散後、株主にたいして債務弁済の訴訟が発生した。その株主のうち長野県内関係者は上田、小諸、岩村田、白田、穂積、更級等にあつて、被告人はいずれも生糸商・蚕種商・地主である（『信濃毎日新聞』1894年11月21日、以下『信毎』と略称）。小県郡地主、南北佐久郡地主、小坂善之助、東行社らが被告人（『信毎』1895年3月7日）とされ、主な関係者とは和田郡平（地租292円、更級郡八幡村）、阿部太吉（地租15円、南佐久郡栄村）、箕輪五助（53円、南佐久郡野澤村）ら（『信毎』1895年5月26日）である。地租額は西沢俊司編『信濃名譽録 全』1892年7月調査（1893年1月刊）による。

なお、「扶桑商会事件の終結」『月刊信濃雑誌』第十二号、1896年5月も参照。

(10) 『信毎』1892年3月19日。

人物を得ることができない⁽¹¹⁾。」と述べている。

原は、「我邦各種の生糸は（中略）一層の詳細と機敏とを以て需用者と供給者の関係をして意志相疏通する⁽¹²⁾」ことによって、わが国の生糸にいかなる改良を望むのかを察知することが必要であると認識していた。したがって、製糸家に金銭を直接給付する生糸直輸出奨励法の発布（1897年、後述）は、「人に鴉片（アヘン）を強ゆると一般にして、其害毒たる実業家の独立心を滅却し、其依頼心を増長せしめ」るものであり、「金銭をもって直接に恵与するか如きに至てハ政府の職分として断して為すへからざるの行為たり⁽¹³⁾」と、批判した。

(2) ニューヨーク州法と金融

米国ニューヨーク州の法律では、同州の法律に依拠して組織した会社でなければ裁判上の不便、危険がともなった。すなわち、ニュ

ーヨーク州外に本店を有する会社が訴訟の対象になった場合、州内の支店、出張所は財産差押えの処分を被り、その実、営業禁止に他ならない状況に陥る。一方、州内の法律で成立した会社は逃亡・財産隠匿等の場合は別としてこのような差押え処分がない⁽¹⁴⁾。

したがって、一定の資本金をニューヨーク州内に持ち込んで、同州法の管轄内に差入れ、一定の期間その会社に置いておかなければ、その商業上および金融上の信用を得られない。外国貿易に不慣れた日本人にあっては容易になし得ないことである⁽¹⁵⁾。

また身代取調会社の公認がなければ手形を売買することができない。若干の資金を同社に入れ、自己の会社の資本金、組織を明瞭にして、取調会社の調査員が来た場合、会社の実況を明示する必要がある。もしこの手続きを欠く場合は資本金の多寡によらず、手形を市場で売買することができない⁽¹⁶⁾。したがって

(11) 『横浜貿易新報』1891年2月1日。

『東京経済雑誌』569号、1891年4月25日、561頁にも同様の指摘がある。

明治初年より直輸出の多くは失敗してきたが、「善く売り込むの人物養成せられ居らんには、豈に成し遂げられざることあらんや。」（金子堅太郎『経済政策』大倉書店、1902年10月、68頁）

(12) 『生糸貿易論』原善三郎述、1898年、61頁。

榎本農商務大臣が渋沢栄一、益田孝らに直輸貿易について諮問したところ、かつて誘導的手段を施された時、対外貿易上の知識経験に乏しいにもかかわらず、壮年血気の進取的有志家として着手したために失敗した。したがって、有為の商人を養成することによってはじめて直輸貿易は増進するはずである、と答申している。（『信毎』1894年11月7日）

農商務省照会にたいする東京商業会議所の答申では、海外直輸出入の発達を援助する手段として、わが直輸業者の金融機関は唯一正金銀行があるにすぎないので、金融の便を開くことと、外国の商情に通曉する人を養成することを挙げている。（「直輸出入ニ関スル東京商業会議所ノ答申」『東京経済雑誌』806号、1895年12月28日、1032頁以下）

(13) 原『同書』9頁。

(14) 星野長太郎『生糸貿易維持方案』（非売品）1891年1月、22頁。

(15) 『同書』22頁。

(16) 『同書』23頁。

生糸を機織家に売渡すことによって、六カ月払いの手形を受け取っても、空しくその支払期限を待たなければならぬ⁽¹⁷⁾。

こうして同仲会社のニューヨーク代理人であった新井領一郎（後述）は、アメリカ人輸入商のように、ニューヨーク市中銀行からの融資を受けられなかった上に、手形割引もできず、資金繰りに苦しんだ⁽¹⁸⁾。

(3) 破産準備金の積立

ニューヨーク州の機織業者は概ね絹問屋の注文を受けてはじめて生糸の買入れに着手する。同地の生糸輸入商は、問屋から機織業者に達する注文の有無を油断なく偵察し、激烈な生糸売込競争を強いられた。業者には大資本を有するものもあったが、なかにはほとんど無資産のものもあって、機械、工場を借り受け、工賃は問屋より融通を受ける場合もみられた⁽¹⁹⁾。

米国において絹織物問屋はひじょうな勢力があり、製品相場が下落する時は小売店の苦情に基づき、すでに先約定してあった場合でも、機織業者に対しその約束を履行しなかつ

た。そのため機織業者は著しい損耗をきたし、破産に追い込まれた⁽²⁰⁾。

原善三郎は、直輸出をおこなった場合、資金難におちいる弊害を熟知していた。米国市場は六カ月の延売になるため、たえず多数の機織業者が破産する危険性をもっており、そのために巨額の破産準備金を積み立てる必要がある、としている⁽²¹⁾。

同仲会社の新井領一郎は、どのように用心しても避けられない、倒産による売上金の不払い（不渡手形化）に備えるために、最低一万ドルの「保険金」も支店の利益の中から徐々に捻出して貯え、備えおくように図った⁽²²⁾。

(4) 資金不足と外商

新井領一郎の兄・星野長太郎（群馬県）は資金調達に苦しみ、安価な繭で繰糸を強いられることが多かったため、しばしば生糸（水沼製器械糸）の品質は劣っており、領一郎が不良品を送ってきた兄に抗議の手紙を幾度となく送った。領一郎が信頼し、弟の立場を最も理解していたはずの兄ですら、資金不足の

(17) 「生糸取引」『東京経済雑誌』569号、1891年4月25日、561頁。

(18) 『生糸貿易論』原善三郎／述、1898年4月、316頁。

当時、日本人直売商のうちで現地法人として商いをなし、身代取調会社の報告書に登録され、市中銀行から融資をうけることができたのは、モリムラ・ブラザーズだけであった。（阪田安雄『明治日米貿易事始』東京堂出版、1996年9月、358頁）

したがって「空しく資本を米州に放下することとなり、むしろ廉価でも横浜において売却すべきである」とする見解も提起された。（阪田『同書』同頁）

(19) 「欧米蚕業一斑」『横浜貿易新報』1900年6月1日。「上田における内田領事演説大要（承前）－生糸、絹織物の日米貿易論－」『信毎』1901年11月13日。

(20) 佐藤永孝「生糸の成行売」『東京経済雑誌』1448号、1908年7月18日、110頁。

(21) 『生糸貿易論』原／述、6頁。

(22) 阪田『同書』376頁。

事情から奇麗事ばかりを並べていられなかつた。⁽²³⁾

その上、全国から横浜に集積される生糸は外国商館に持ち込まれた場合、商館が各種似合いの生糸を取り纏め、同一の商標（外国商館の商標）を付して輸出したので、製糸家が自家の製糸に改良を加えても、その名称は米国機織業者に知られることのない上に、改良の真価を取めるには長い年月を経なければならなかつた。⁽²⁵⁾

一方、米国の機織業者も異口同音に日本製糸業者と直接に取り引きすることを希望してきたが、米国機織業者で横浜に買入店を出しているものはなかつた。⁽²⁶⁾

2 生糸直輸出奨励法の意義

糸質の安定化・改善を検査所設置によって克服すべく唱えたのは、橋本重兵衛であった。彼は1880年に横浜の貿易商会に入り、英国に派遣され、米国を視察して帰国後、イロハ商会を起し生糸売込業も兼営したが、85年に廃業した。⁽²⁷⁾

したがって、彼は生糸直輸（貿易）の問題点については熟知していたはずである。彼の糸質（検査所）と直輸についての見解は、当時「商権ハ彼レ居留外商ニ帰シ、……我売込商ハ全然居留外商ノ奴隷タルノ観アル」⁽²⁸⁾なかで、「生糸検査所ヲ設置シ漸次直輸ノ道ヲ開通シ、双翼両輪相待ッテ大ニ我生糸ノ命運ヲ盛ンナラシメザルベカラス。」⁽²⁹⁾としている。

(23) 阪田『同書』266～7頁。

(24) 「近時諏訪製糸家は製造費用の減少のみ欲し、製糸の速製を謀り過半は三口繰りを採用して粗製濫造、製糸の品質如何に顧慮する者なく、……多口繰りをなすより接緒に忙はしく、遂に粗製濫造の止を得ざるに至る。」（「諏訪製糸の現状について」『横浜貿易新報』1900年8月9日）

本邦製糸家が生糸の改良を後にして粗悪の生糸を大量に製造する収益優先主義に対する警告、商標上の問題については、農商務省農事局編『輸出重要品要覧 農産之部 蚕糸』1895年、34～48頁。工女の糸量至上主義の弊害については、「諏訪製糸家経験談」『信毎』1895年12月1日。

糸質よりも糸目、繰目に重きをおいた生産費低減、多量生産主義については、平野村役場編『平野村誌 下巻』1932年11月、376頁。

(25) 武井楨太郎『尾沢琢郎伝』自彊社、1928年、85～6頁。

(26) 武井『同書』79頁。

農商務省は本邦生糸の実況調査を生糸合名会社に託した。それを同支店のブリースンが担当し、「遂に取り引き上の欠点に論及し、製糸家が米国の機織業者と交通せず、且市場の需要供給の如何を顧みず」と回答している。（「米国市場に於ける日本糸」『信毎』1896年4月11日）

(27) 橋本重兵衛『蚕糸貿易改良私議』1892年、1～4頁。

(28) 橋本『同書』8頁。

(29) 橋本『同書』15頁。

「我蚕糸業貿易に於て座売と直輸とは人の肢体に於ける両腕の如く、余の眼中に其輕重を見ざるものなり。而して人の両腕は脳府の命令に従って挙止するものなるが、既に此双腕を具ふるの我蚕業貿易にして脳府の欠如ある如き、……深惜する所のものなり。脳府とは……他なし公開市場即取引

このように、英国生糸鑑定師としての橋本は生糸検査所を直輸とともに両翼とみなし、あるいは両腕にたいする脳府と位置づけ、検査所設置を第一に考えていた。

糸質の改善は各方面より早くから提起されていたが、1895年2月の生糸検査所等として結実した後、直輸論者にとって悲願であった生糸直輸出奨励法が1897年3月の第10回通常議会で成立した。

同奨励法は、農商務省技師本多岩次郎が半年にわたる欧米視察を経て帰国後、同省に提出した復命書(97年1月)に依拠するところが大きかった。糸質改善を目的とした本田⁽³¹⁾試案と星野長太郎らの起草になる、破産準備金を目的とした実業大会案の両要素を勘案した生糸直輸出奨励法案は、本来別個に提起をみた国産生糸の品質・規格向上と生糸直輸出の保護・奨励という両構想を融合し、実現を図ったものであった⁽³³⁾。

しかし、この奨励法は、生糸検査所の厳しい基準・検査ゆえに成果が乏しかったことも

さることながら、施行前から条約違反との海外の抗議を受けて、翌98年5月、廃止決定となったが、それにもかかわらずその後、直輸出が着実な発展をみたとすれば、奨励法の趣旨は正鵠を得ていなかったと言わざるをえない。

3 横浜生糸合名会社の設立

貿易商会は1880年に設立された資本金20万円の生糸直輸出会社であったが、その後、後ろ盾としての大隈大蔵卿の失脚、店員の多くは書生上りのABCが読める程度の者で占められていたこと⁽³⁴⁾、内外市場糸価の高低にしたがい利あれば輸出し、利なければ中止するという純然たる商業主義ゆえに⁽³⁵⁾、経営不振となり、87年ころには休眠状態に陥っていた。「殊に商法実施となり到底維持し能はざるより、愈々解散することに決した⁽³⁶⁾」が、その実務担当者のなかには有能な山田松三郎(莊左衛門の実弟、1856年生れ)・荒川新十郎・佐藤永

所の謂ひ」であると。(橋本「蚕糸貿易の過去と未来」『大日本蚕糸会報』第15号、1893年9月、9頁)

同様の主張は、橋本「製糸業家の合同に就いて(承前)」『信毎』1895年5月30日参照。

(30) 「米国機業は……中々他人に其工場を縦覧せしめざるものに有之候得共小官義は本邦生糸改良の故を以て新井領一郎氏の尽力に依りバターソン並びにペンシルバニヤ等を視察仕候。」(『信毎』1896年10月4日)

(31) 輸出用生糸の品位等級に応じて奨励金を交付するもの。

(32) 直輸出した生糸の販売先(米国等の機織業)が破産した場合の損害を、政府の輸出奨励金等によって補填するもの。

(33) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究』日本経済評論社、2002年10月、320頁。

(34) 大西理平『朝吹英二君傳』1928年(図書出版社「経済人叢書」1990年)60頁。

(35) 高木徹三「対外商策一斑」『東京経済雑誌』633号、1892年7月23日、125頁。小林綾太郎『横浜蚕糸貿易事情』1891年、75頁。

(36) 「横浜生糸貿易商会の解散」『信毎』1893年9月2日。

孝がいた。

横浜で原善三郎、茂木惣兵衛、森村市左衛門らの有力者が生糸直輸出会社設立を計画していた時、同仲会社を辞した新井領一郎が参画することによって実現されるはこびになり、資本金50万円の生糸合名会社が1893年10月、横浜本町四丁目、貿易商会の事務所・倉庫を譲り受け設立された。⁽³⁷⁾ 出資者の1人である伊勢室山製糸場主の伊藤小左衛門の四男・富治郎が業務担当者となり、旧貿易商会から移った山田松三郎（出資額1万円）ら3人（前頁）も会社の要務に携わった。これによって、新井は「実ニ思ヒモヨラヌ大幸ニ而、此仕組ミナレバ最早正金銀行へ閉口スルノ必用もナク資金ノ不足ヲ見ル事ノ憂もナク、商売一方ニ勉強出来候事ニ相成候事」⁽³⁸⁾と手放して喜びを表わしている。

ニューヨークの支店において、同年10月に、森村豊、村井保固、フォン・ブリースンによって結成されたパートナー組織は森村商会と名のつたが、翌94年11月には、新井領一郎を含めた「森村・新井商会」⁽³⁹⁾が設立された。

森村と新井はそれぞれ3万4,000ドルを出

資し、村井とフォン・ブリースは1万6,000ドルずつ、4人で合計10万ドル（20万円）で発足した。⁽⁴⁰⁾

日本からの生糸輸出にあたって、品位鑑定も横浜外国商館は不完全な検査器を有するのみでもっぱら肉眼により色沢、装束の斉整等を標準として評価したが、生糸合名会社は「生糸試験器械一式ヲ具備シ精細検査ノ上海外市場ニ於テ売捌上尤モ適切ナル様仕致致シ詳細ナル品評並ニ斤量原価等ヲ明記シタル売先手板（インボイス）ヲ製シ」⁽⁴¹⁾、荷物に添えて、ニューヨーク等在外支店に送達した。

生糸合名会社設立当初の目的は製糸家のために委託販売を営んでいたが、これでは事業規模が小さかったので、自ら生糸を買い込み、海外に販売しようとするものが社中に現れたが、異議を唱えるものがいて、実行に移すことができなかつた。そこで1895年9月、森村市左衛門、森村豊、山田莊左衛門、新井領一郎（出資額各3万円）、大倉孫兵衛、原善一郎、村井保固、原六郎、伊藤小左衛門（同各2万円）ほか17人が出資して、資本金35万6,000円⁽⁴²⁾の生糸直輸出合資会社を組織した。横浜の

(37) 横浜生糸合名会社 1893年10月設立、会社の目的：「他人の委託を受け蚕糸及付属品を外国に直輸販売」。業務担当社員：伊藤富治郎、新井領一郎。（『京浜銀行会社要録』東京興信所、1897年9月）

(38) 1893年7月4日付け新井領一郎のブリースン・大竹庄司あて手紙（明治大学政治経済学部 秋谷紀男助教授より、UCLA 所蔵資料の複写物を借覧した。謝意を表したい。）

(39) 阪田『同書』402頁。

(40) ハル・松方・ライシャワー『絹と武士』文芸春秋、1987年11月、276頁。

(41) 恩田定雄・東野傳次郎『製糸新論』1896年9月、284頁。津田五郎「主要商品売買慣習取調報告（生糸）」『本校調査報告書』第一巻、1899年、＜高等商業学校内国実践科三年生＞22頁、26頁。
また、「米仏市場ニ於ケル売捌方ハ大概延売ナルヲ以テ（米国ハ凡ソ三十日以上六ヶ月仏国ハ一百日）代金ノ回収遅延セサルヲ得ス。故ニ当社ニ於テハ買人ヨリ受取りタル手形ヲ割引シ代金ノ回収ヲ速カナラシ」めた。（恩田ほか『製糸新論』288頁）

(42) 生糸直輸出合資会社 本社東京京橋区。会社の目的は「生糸ヲ買入海外へ直輸シ又ハ海外ノ注文ヲ

本町四丁目生糸合名会社内に出張所を設け、山田松三郎が代表社員として専ら同所の事務を担当した。

生糸合名会社が製糸家より買い集めたもの

をさらに直輸合資会社が買い取り、海外に直輸してきた。しかし、同一社員が二つの会社⁽⁴³⁾を経営する煩雑さに困惑した上に、直輸出の危険性も低下したので、1900年8月に二社を

表1 横浜生糸合名会社の出資者

出資者	出資額(円)	本籍地と職業
原 善一郎	85,000	横浜市, 生糸売込商
茂木惣兵衛	85,000	横浜市, 生糸売込商
濫澤作太郎	60,000	東京市, 生糸売込商
森村市左衛門	130,000	東京市, 雑貨直輸出業
伊藤小左衛門	100,000	三重県三重郡, 生糸製造業
伊藤富治郎	40,000	三重県三重郡, 生糸製造業
新井領一郎	160,000	群馬県南勢多郡, 生糸直輸出業
大倉孫兵衛	60,000	東京市, 雑貨直輸出業
村井保固	90,000	愛媛県北宇和郡 (東京寄留), 雑貨直輸出業
荒川新十郎	15,000	大分県下毛郡 (神奈川県寄留), 生糸商
佐藤永孝	15,000	神奈川県橘樹郡, 生糸商
山田松三郎	15,000	長野県下高井郡 (東京市寄留), 生糸商
山田荘左衛門	25,000	長野県下高井郡 (東京市寄留), 農業
原 六郎	7,000	東京府荏原郡, 銀行員
三野村利助	10,000	東京市, 銀行役員
川崎八右衛門	5,000	東京市, 銀行役員
今村清之助	5,000	東京市, 銀行役員
廣瀬實栄	10,000	東京市, 銀行役員
工藤 茂	10,000	東京市, 無業*
浅田正文	5,000	東京市, 銀行役員
高田小次郎	1,500	東京市, 銀行役員
池田謙三	1,500	東京市, 銀行役員
P・トーマス	10,000	紐育州ブルークリン市
ブリースン**	55,000	紐育市

注) *1876年生れ。**リチャード・フォン・ブリースン。
出所) 「横浜生糸合名会社定款」山田家文書。

受クル等ヲ目的トス。」業務担当社員は山田松三郎。(『京浜銀行会社要録』東京興信所, 1897年9月) 出資額は『第3版 京浜銀行会社要録』東京興信所, 1898年5月による。この時点で山田は同社の業務担当社員であると同時に生糸合名会社の社員も兼ねていた。(「信州出身実業者の就職役員表」『月刊信濃雑誌』第二九号, 1897年10月号)

なお、「生糸直輸会社の開業」『時事新報』1895年10月1日も参照。

- (43) 「昨日ビクトリアへ向け横浜を出帆せしビクトリア号にて横浜生糸直輸会社より初輸出と為したる生糸は五〇余個にて生糸会社の分と合わせて一二五個を欧州へ輸出せり。」(「生糸直輸会社の初輸出」『毎日新聞』1898年10月4日)

合併し、資本金100万円の生糸合名会社を誕生させた。⁽⁴⁴⁾この時の出資額は表1のごとくで、山田莊左衛門(2万5,000円)、山田松三郎(1万5,000円)が出資者24人のなかに含まれている。

4 横浜生糸合名会社の経営

(1) 生糸輸出と直輸出の動向概観

横浜生糸総輸出量が傾向的に増大するなかであって、それに対する直輸出量の割合は1890年代半ばにおいては20%未満であったが、1900年に33%(2万4,600梱)、日露戦後の1906年には44%(8万500梱)、そして1912年には56%(16万6,500梱)と過半を制するまでに発展した。この直輸出を担ったのは、生糸合名会社、同伸会社、三井物産(1896年生糸直輸再開)、原輸出店(1900年輸出部新設)等であった。そのうちで生糸合名会社は1899年7,500俵、1906年1万700俵、1912年3万俵と輸出量を増やす一方で、(内商)直輸総量に占める割合は1897年まで60%台、1906年まで50%台を維持していたが、1907年に三井物産が飛

躍的に輸出量を拡大したことによって、37%に後退している。⁽⁴⁵⁾

前述のごとく、生糸直輸出合資会社が生糸合名会社と合併したのは1900年のことであった。新規合名会社の「営業ハ内外人ノ委嘱ニ依テ蚕糸及其付属品ヲ売買スルヲ目的トス。但シ海外需要者ニ供給スルノ目的ヲ以テ会社ハ本邦及諸外国蚕糸及其付属品ヲ購入スルコトアルベシ。其規定ハ内規ニ依ル」⁽⁴⁶⁾とされている。この業務を担ったのは森村市左衛門(監督)と新井領一郎・村井保固・ブリースン・伊藤富治郎・山田松三郎・荒川新十郎・佐藤永孝(8人の業務執行社員)であり、米国においては、「該国法律及取引上ノ必要ニ依」る「森村新井会社」(米国支店)が任務を負った。⁽⁴⁷⁾そこで会社経営の中樞をなす米国支店の経営事情からみてみよう。

(2) 輸出実績と直接注文口

生糸合名会社の米国ニューヨーク州への輸出実績は表2のようである。俵数では1902年まで順調に増加し、03年、原価的には悪くなかったが、8,131俵に激減をともないながら

(44) 横浜商業会議所編『横浜開港五十年史 下巻』1909年、546頁(なお、合併年を1899年としている記述は誤り)。野田正穂他編『明治期鉄道史資料 第6巻 鉄道家伝(2) 今村清之助君事歴』日本経済評論社、1980年12月、460~1頁。「伊藤富治郎君」『横浜成功名誉鑑』横浜商況新報社、1910年6月、137頁。

(45) 現代日本産業発達史研究会編『XI繊維 上』交詢社出版局、1964年、288頁。『横浜市史 第四卷上』157頁。

(46) 「横浜生糸合名会社定款」第二条(1900年)山田家文書。

その内規では、「蚕糸及付属品購入ノ程度ハ商売ノ盛衰ニ依リ、豫メ之レヲ定ムル不能ト雖モ持荷ハ極度八百俵ヲ超過スベカラス。但シ……各社員ノ意向ニ依リ規定スル持荷ノ極度内ト雖モ臨機之レヲ制限スル事ヲ得ルモノトス。」と慎重を期し、扱い高に枠を設けている。「横浜生糸合名会社内規」第二条、山田家文書

(47) 「横浜生糸合名会社内規」第三条、十一条。

表2 米国ニューヨーク州輸出ノ事

年 度	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905
俵 数 (俵)	5,470	6,067	7,032	7,987	10,290	8,131	11,463	10,948
原 価 (千円)	5,323	7,353	6,528	7,762	10,880	8,447	10,783	11,096
為替取組高 (千円)	5,125	7,124	6,213	7,253	10,516	7,963	10,444	10,850
1俵当たり原価 (円)	973	1,212	928	972	1,057	1,039	941	1,014
同上指数*	80.3	100.0	76.6	80.2	87.2	85.7	77.6	83.7

注1) 年度は当年7月～翌年6月まで。表記「ニューヨーク州」は原拠では「紐育府」。

2) *1899年を基準年として、その値を100とする。

出所) 『明治三十三年七月ヨリ 生糸合名会社決算報告』(ガリ版刷り) 山田家文書。

表3 直接注文口輸出調

年 度	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905
俵 数 (俵)	1,609	2,128	1,179	1,652	1,940	3,202	5,704	5,608
(割合)* (%)	(22.7)	(26.0)	(14.4)	(17.1)	(9.1)	(28.3)	(33.2)	(33.9)
原 価 (千円)	1,499	2,558	1,122	1,621	2,037	3,296	5,504	5,763
為替取組高 (千円)	1,566	2,664	1,200	1,683	2,216	3,413	5,699	5,958
1俵当たり原価 (円)	932	1,202	951	981	1,050	1,029	965	1,028
同上指数**	77.5	100.0	79.1	81.6	87.4	85.6	80.3	85.5

注1) 第13回営業報告(1905年度)に、米国紐育府輸出ノ事(前掲表2)のあとに、「外ニ直接注文口輸出調」とあり、表1の外数である。

2) *()内は表2の俵数との合計に占める割合。

3) **1899年を基準年として、その値を100とする。

出所) 表2に同じ。

も、04年には数量上の回復を確保している。

これとは別口の「直接注文口」輸出高の推移を表3で見ると、02年までの1,940俵から03年の3,202俵(1.7倍)、04年5,704俵、09年5,608俵と急激に増加している。すなわち、ニューヨーク州輸出俵数(表2)と直接注文口輸出調の合計俵数にしめる後者の割合の変化では、1900～02年の10～20%台程度から03年28.3%、04年33.2%、05年33.9%と、03年を転機として輸出内容が堅実で安定的取引に傾斜している。

1俵当たり原価を表2と表3で比較すると、原価がほぼ1,000円を下回る相対的低価格の

年には、98年を除き、直接注文口の単価の方が高く、ここに直接契約(先約定)の利点が表れている。また逆に1,000円を上回る99, 02, 03年には直接注文口のほうが安価となっており、直接注文口の価格帯がタイトであることがわかる。

(3) 米国支店資産・負債

生糸合名会社100万円の資本金のうち、40万ドル(80万円、05年度、1ドル=2円)と破産準備積立金(新・旧勘定)35万6,000ドルを主たる自己資金とし、それに借入金215万ドル(正金銀行為替未払高)を加えて物品(請取

手形及売掛金224万ドル・物品勘定63万ドル)を商っている。ここにおいて横浜正金銀行を積極的に利用している点が看取される。

表5の正金外国銀行為替未払高(負債)を表4の年間販売額で除してみると、1900年度50.8%、01年度40.6%、02年度42.9%、03年度23.6%、05年度30.5%となっており、傾向的に、とりわけ03年度以降毎年決算期の未払高の割合が低下している。これは商品の回転率が年ごとに改善されていることを表すものである。同様の傾向は、二つの同表から、(請取手形及売掛金+物品勘定+同売約済荷渡未済)÷年間販売額を算出すると、各年度とも上記の値をそれぞれ10ポイント程度上回っているものの、やはり裏付けられる。販売

表4 米国支店荷物販売ノ事

単位：千ドル

年度	1900	1901	1902	1903	1905
価額	3,183	4,133	5,701	5,123	7,052

出所) 表2に同じ。

表5 米国支店資産及負債調

単位：千ドル、(%)

年度		1900	1901	1902	1903	1905
負債の部	資本金	400 (17.3)	400 (15.5)	400 (11.4)	400 (16.1)	400 (12.4)
	破産準備積立金(旧勘定)	92	130	52	55	—
	同上(新勘定)	35 (5.5)	91 (8.6)	168 (6.3)	242 (11.9)	356 (11.0)
	正金外国銀行為替未払高	1,616 (70.0)	1,677 (65.0)	2,445 (69.8)	1,211 (48.7)	2,151 (66.7)
その他とも合計		2,307(100.0)	2,580(100.0)	3,503(100.0)	2,487(100.0)	3,224(100.0)
資産の部	請取手形及売掛金	1,719 (74.5)	1,589 (61.6)	2,109 (60.2)	1,134 (45.6)	2,244 (69.6)
	物品勘定	127 (5.5)	160 (6.2)	994 (28.4)	457 (18.4)	630 (19.5)
	滞金貸付金額 小計	231 (10.0)	202 (7.8)	77 (3.7)	211 (18.6)	47 (1.5)
	その他とも合計	2,307(100.0)	2,580(100.0)	3,503(100.0)	2,487(100.0)	3,224(100.0)

注1) 負債・資産の記載順序、負債の部における資本金の記載位置等は原拠のまま。

出所) 表2に同じ。

額の増加は販路の拡大に依存すると思われるが、資金の回転率向上も見落としてはならない。

つぎに、機織業への貸倒れ防衛策として、破産準備積立金は経営にとって不可欠であったが、その準備積立金の積み増しと滞貸金の処理についてみよう。

(4) 米国支店の破産準備金と滞貸金勘定

新たな生糸合名会社として発足した1900年度の破産準備積立金(表6)は9万9,000ドルで、そのうち7,000ドル(A)が貸倒損金の「填充費」として支出され、残額9万2,000ドルが翌年度に繰り越されている[旧勘定]。一方、00年度に新たに積み立てられた金額は3万5,000ドルと直接注文口用の積立金7,000ドルが合算されて4万2,000ドルとなり、01年度中にさらに倍加されて合計10万⁽⁴⁸⁾ドルに達している[新勘定]。

その新旧別々の勘定が05年度には統合され

(48) 「横浜生糸合名会社定款」第拾五条に「当社ハ売先破産準備トシテ売上ヶ高ノ百分ノ壱ヲ積立ツルモノトス」とある。

表6 米国支店破産準備積立金

単位：千ドル

勘定	年 度	1900	1901	1902	1903	1905
旧	前年度繰越	99	92	92	55	—
	貸倒れ引当	7(A)	0	37(B)	0	—
	年度末	92	92	55	55	—
新	前年度繰越	35	42	100	168	370
	新規積立高	7	57	78	79	110
	貸倒れ引当	0	0	9(C)	5(D)	124(E+F)
	年度末	42	100*	168*	242	356

- 注1) 各年度末1カ月前の5月31日現在の値。
 2) *四捨五入の関係上、合計値に不突合あり。
 3) (A)～(E)は表7の同記号と符合する。
 4) E=85千ドル、F=39千ドル。
 出所) 表2に同じ。

て積立金残高は35万6,000ドルにのぼっており、米国支店の資本金40万ドル(表5)にちかい。こうした急増する積立ての背後に、02年度に、損失が確実視される滞貸金3万7,000ドル(B)[旧勘定]を切り捨て(債権放棄し)、貸倒損失金填充金として02年度に9,000ドル(C)、03年度に5,000ドル(D)を支出し、05年度に滞貸金と期限過貸付金の損金(損失)口へ、8万5,000ドル(E)と3万9,000ドル(F)の合計12万4,000ドルを補填しているのである。

米国支店荷物販売高(表4)によれば、日本系売却額は705万2,000ドルであるので、この補填額は1.8%に相当する。いずれにせよ、豊富な破産準備金を積み立てることができた経営規模・商品販売額の大きさ、それとの対比で破綻額の僅少さ・優良機織業者の選定が注目され、自社単独で貸倒損金を克服した意

義は大きい。

米国支店滞貸金未決算勘定調(表7)によれば、00年度における前年度の繰越金は9万9,000ドルあったが、01年度にそのうちの圧倒的部分9万2,000ドルが旧社員勘定として引きつがれ、02年度中には3,000ドルの滞貸戻り金と3万7,000ドル(B)の切り捨てによって、5万2,000ドルに減り、03年度末には5万1,000ドルとなっている。01年度まではこの未決算勘定額と同額の積立金(表6)を計上していたことが肝要である。未決算勘定の01年度新勘定1万9,000ドルが翌年に繰り越され、最終的に05年度の滞貸金は4万7,000ドルとなっているが、02年度以後、未決算勘定削減の要因としては、破産準備金から繰り入れられた「填充金」(表7中の「消却処分」)14万3,000ドル(A+B+C+D+Eの5件)と「滞貸戻り金」9,100ドル(5件)が

(49) 05年度消却処分には、表6の貸倒引当3万9,000ドル(F)が含まれていない。年度末未決算残高4万7,000ドルから(F)を控除すると8,000ドルに減少する。

表7 米国支店滞貸金未決算勘定

単位：千ドル

勘定	年 度	1900	1901	1902	1903	1905
旧	前年度繰越	99	92	92	52	—
	新規滞貸	2	0	0	0	—
	滞貸戻り金	2	0	3	0.3	—
	消却処分	7(A)	0	37(B)	0	—
	年度末	92	92	52	51*	—
新	前年度繰越	—	2	19	25	90
	新規滞貸	—	17	16	29	44
	滞貸戻り金	—	0	1	4	2
	消却処分	—	0	9(C)	5(D)	85(E)
	年度末	—	19	25	46*	47

注1) 各年度7月1日～翌年6月30日。

2) 本表は決算報告1カ月前の5月31日現在の値。

3) *四捨五入の関係上、合計値に不突合あり。

4) 消却処分は「貸倒損失口への填充金」をさす。

出所) 表2に同じ。

あげられる。新勘定として未決算勘定現在高は03年度4万6,000ドル、05年度4万7,000ドルと、01年度1万9,000ドルと比べて一時増加しているが、破産準備積立金で補填しつつ横ばい状態を維持している。

00年度に前年度からの滞貸金累積残高は9万9,000円にのぼっていた。その後、毎年、新規に滞貸金の発生した額を「米国支店荷物販売」高(表4)で除して発生率をみると、00年度0.1%(2,000ドル÷318万3,000ドル)、01年度0.4%、02年度0.3%、03年度0.6%、05年度0.2%である。05年度の未決算勘定現在高4万7,000ドルをとっても、同年度売上高705万ドルの0.7%にすぎず⁽⁵⁰⁾、かつ05年度の

同積立金残高35万6,000ドル(表6)に対しても堅実な経営ふりをうかがうことができる。これは表2から判明する安定的取り引きと無関係ではあるまい。逆に、滞貸金の状況から合併前における営業の厳しさを推測せしめる。

(5) 本店損益調べ

支店の経営事情は本店に反映される。米国支店純益金は、表8によれば、本店「収益」の66.7%(1901年)から26.3%(05年)に減少している。その原因として雑益勘定の増大(03, 05年度)や為替換算差益金の計上(03年度)もみられるが、①利息及割引料(表掲省略)と②米仏送り買糸益金の存在や③直接注

(50) 1893年2月議会提出の「生糸直輸出奨励法案」では、奨励金は生糸輸出額の3%とされていたが、それを大きく下回るものである。なお、3%の根拠については、「第四議会 自由党代議士報告書」『党報 第三二号』1893年3月10日、13頁参照。

表8 本店損益調

単位：円，（％）

年 度		1900	1901	1902	1903	1905
収 益 の 部	米国支店純益金	(a) 38,932 (29.6)	(b) 195,816 (66.7)	(c) 213,021 (54.7)	(d) 18,212 (10.6)	(e) 59,707 (26.3)
	直接注文品手数料	11,234 (8.5)	9,717 (3.3)	13,186 (3.4)	14,423 (8.4)	21,090 (9.3)
	米仏送り買糸益金	11,413 (8.7)	38,955 (13.3)	61,089 (15.7)	33,274 (19.3)	39,544 (17.4)
	雑益勘定	29,304 (22.3)	34,141 (11.6)	47,783 (12.3)	43,937 (25.5)	74,981 (33.0)
	為替換算差益金	—	—	—	35,977 (20.9)	—
	その他とも合計	131,601(100.0)	293,778(100.0)	389,283(100.0)	172,486(100.0)	227,419(100.0)
損 失 の 部	本店諸経費(給料等)	36,536 (68.4)	35,952 (61.0)	43,271 (64.1)	48,193 (65.9)	51,628 (73.6)
	海外電信料	16,869 (31.6)	18,443 (31.3)	21,468 (31.8)	13,356 (18.3)	10,835 (15.4)
	その他とも合計	53,406(100.0)	58,943(100.0)	67,494(100.0)	73,119(100.0)	70,186(100.0)
差 引	当期純益金	78,194	234,834	321,789	99,367	157,233
	前期より繰越金	—	194	68,422	187,087	72,966
	合 計	78,194	235,029	390,212	286,454	230,200
こ の 配 当 計 算	積立金	8,000	25,000	33,000	10,000	15,800
	什器償却金	—	1,606	125	—	—
	資本金配当金(社員配当金)	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	業務執行社員及商業使用人賞与金	20,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	新築積立金	—	—	30,000	—	—
	合 計	78,000	166,606	203,125	150,000	155,800
	差引 後期へ繰越金	194	68,422	187,087	136,454	74,400

注) (a) この米貨19,271ドル 参着為替49ドル半 (100円に付き), (b) この米貨97,418ドル 参着為替49ドル4分の3, (c) この米貨106,244ドル 参着為替49ドル8分の7, (d) この米貨9,060ドル51セント 参着為替49ドル4分の3, (e) この米貨29,555ドル23セント 参着為替49ドル半替え。

出所) 表2に同じ。

文品手数料の増大があげられる。③はニューヨーク州向け輸出生糸とは別扱いの直接注文口俵数(表3)増大と照応するものであり、03年度以後になると収益構成は米国支店純益金(販売手数料)を機軸にしながらも、買糸による差益と直接注文品の増大に基づく手数料(委託販売)収入からなっていると見てよい。買糸をめぐる日米市場の差益は本店に帰属している。

一方、「損失」は本店諸経費(給料等)が60~70%台をしめ、03~05年に十数%に低下している海外電信料が主なものである。差引

「当期純益金」は着実に増えていき、その配分方法をみると、社員・使用人にたいする賞与金4万円のほかに、配当金は10万円で資本金額面(100万円)の10%に相当している。また積立金として03年度に1万円を、05年には1万5,800円を繰り入れて同年度合計8万7,100円とし、最終的な余剰としての「後期への繰越金」は03年度で13万6,000円余を、05年度では7万4,400円を計上して、順調な経営をおし進めている。

おわりに

1880年ごろに設立された生糸直輸出会社は商権回復を求めて営業したが、その多くは破綻を余儀なくされた。その障害となっていたのは、①外国市場に明るい人材の払底、②ニューヨーク州法に準拠しない会社組織であるために、市中銀行の融資が受けられなかったこと、③機織業者の破産に対処するための破産準備金の積立が不十分、ひいては資本の乏しさ、④生糸の品質の安定性・信頼性の欠如、であった。

同伸会社時代の新井領一郎は本店にこれらの改善を幾度か要望したが、入れられなかった。しかし、1893年に生糸合名会社が設立され、ニューヨーク支店の森村新井会社が組織替えされることによって、懸案は一挙に解決した。

正金銀行はもとより米国機織業界にも信用の厚い新井は、ニューヨーク市場に明るく、それによって生糸「直接注文口」の割合は増大していった。1900年の新生糸合名会社では資本金100万円のうち80万円がニューヨーク支店に据え置かれ、市中銀行の融資を受けることができ、手形割引も可能となった。資本規模の大きさから破産準備金の積立が潤沢になり、それからの「填充」によって滞貸金の消却が容易になった。全体として資金の回転率が向上している。これらの結果、毎年、本

店諸経費（給料等）4～5万円、配当率10%の配当金10万円、社員・使用人の賞与金4万円などが、本店から国内に分配されている。

生糸合名会社本店では生糸試験機械一式を導入し精細検査のうえ、輸出したことが、横浜外国商館と異なるところであり、品位安定に資したことは言うまでもない。1912年には生糸直輸出が外商扱いの輸出量を凌駕するまでに発展したが、その過程で1907年までは生糸直輸出に占める生糸合名会社の扱ひ量は50%台を維持していた。

長野県の水害多発地帯では、産業資本の運動法則が地主的土地所有を席卷し、主導的役割を担うことによって、1890年ごろの地主制成立期には、本格的株式投下の方向性が確定・定着した。

銀行業の勃興と製糸業の展開とが相互規定的関係を取り結んでいた長野県にあって、大地主・山田荘左衛門は、すでに1880～90年代初頭に、地方銀行はもちろん生糸輸出の枢軸をなす横浜正金銀行の株式（地方株と中央株）投資に強い関心を抱いていた上に、生糸直輸出を本格的に担った生糸合名会社の経営にも関与した。こうして同家では、1880年代後半に地主資金を地方銀行、正金銀行へ、日清戦争前後に直輸会社へ投下することによって米国の生糸需要に応え、生糸輸出支援・外貨獲得に寄与する型式が定置されたのである。

地主の農外投資に国際的視点を導入した時、⁽⁵¹⁾生糸合名会社投資は製糸業の発展に帰結し、

(51) 生糸合名会社と長野県内製糸場との取引関係（実態）、その意義については、別稿（「横浜生糸合名会社と信州製糸業」『信濃』第55巻第12号、2003年12月）を参照。

それがさらなる地域経済の発展を誘発したはずである。製糸業地帯にあって、近畿地方地主に見られる早期株式投資的対応の成果とい

えよう。

(長野県短期大学教授)